

処理事例 7 4 市の業務に不備の無かったもの

<p>苦情申立て対象機関</p>	<p>市民生活局環境室収集事業課</p>
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>共同住宅のごみ集積場の設置にあたり、近隣住民に設置に関する必要事項を説明し、理解を得る努力を尽くしたにもかかわらず、担当課は、明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）の要件に該当しないことを理由に、ごみの行政回収を実施しない。</p>
<p>調査結果等</p>	<p>1 調査事項          オンブズマンは、苦情申立人との面談及び提出資料の各内容を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。          ①条例施行規則第 65 条第 1 号の解釈          ②他の開発事業等における合意書の事例          ③同意書がない（合意書に承諾しない）場合の対応</p> <p>2 担当課からの聴き取り内容          (1) ごみ集積施設の場所          申立人側で現在の場所に計画の変更があったことから、担当課は、改めて変更後のごみ集積施設から水平距離 10メートル以内の近隣住民の了承を得るよう指導したものである。          (2) ごみ集積施設の設置に係る担当課の対応          ア ごみ集積施設の設置に係る担当課の判断対象は、近隣住民からごみ集積施設の設置について了承が得られたかどうかに尽きる。了承を得る過程で、事業者と近隣住民との間でどのような合意がされたかについて担当課が関与することはない。          それゆえ、本件について、担当課が、申立人と近隣住民との間で交わされる防犯カメラの設置に係る合意書の提出を求めたことはない。          イ また、条例施行規則はごみ集積施設の設置を規律した法令であり、ごみ回収を規律したものではないが、ごみ集積施設の設置はできたが回収はできないという状況とならないよう、担当課では、ごみ回収に当たっても条例施行規則第 65 条第 1 号に沿った行政指導をしているところである。このため、近隣住民の了承が得られない場合、ごみ集積施設の設置に係る開発協議は完結するとしても、ごみの行政回収はしないという取扱いとなる。          ウ 本件について見ると、近隣住民がごみ集積施設に防犯カメラの設置を求めることは、防犯が重視される昨今の社会事情を踏まえると過大な要求であるということとはできない。このため、申立人側が防犯カメラの設置を理由に近隣住民の了承を得られていない状況について、担当課としては、条例施行規則第 65 条第 1 号の「理解を得るように努めること」の要件を充足していないと理解することになる。また、防犯カメラの設置で近隣住民と折り合いが付かないのであれば、ごみ集積施設の場所を変更することも事業者において検討すべき対応の一つである。          (3) 担当課が把握している申立人側の意向          本件について、担当課は、申立人側から、まずは行政回収ではなく民間の事業者によるごみの回収を行い、今後近隣住民の了承が得られれば、行政回収に切り替える意向であると</p>

聞いている。このため、現在、担当課としては、申立人側に対して、近隣住民からの了承を得るよう指導をする状況にはない。

### 3 オンブズマンの見解

- (1) 条例施行規則第 65 条第 1 号の「近隣住民等に対して（中略）必要な事項を説明し、理解を得るように努めること」の要件充足については、近隣住民が合意の条件とする要望ないし要求の内容及び程度を検討し、それが相当な範囲のものといえるかどうかによって判断するとするのが相当というべきである。
- (2) この観点から本件について検討するに、土地権利者の一部から、ごみ集積施設の設置に反対しない約束をする条件として、ごみ集積施設に防犯カメラを設置すること、清掃費用が発生した場合は費用を負担すること等の要望が出ているのに対し、申立人（代理人）は、防犯カメラを設置したり、清掃をしたりすることは開発申請地に隣接する土地の権利者の要望を受けて実施するものではなく、自発的に行うべきものと考えており、土地の権利者の要望を受け入れる形で実施することについて心理的抵抗があると述べているにとどまり、土地権利者の前記要望が過大で不合理なものと主張しているわけではない。また、客観的にみて、防犯カメラの設置やごみが散乱した場合の清掃費用についての負担が過大であるとも言いきれない。
- (3) さらに、当初、申立人は別の場所でのごみ集積施設の設置を計画しており、その場所であれば何の抵抗もなく近隣住民の合意を得られる見込みであったことから、担当課は設置に問題なしとの見解を示していたところを、申立人側が本件設置箇所への変更を希望したものであって、現在でも変更前の場所であれば行政による回収が可能である。
- (4) これらの事情を併せ考慮すれば、今回の担当課の処理に関しては不都合な点はないというべきである。

苦情申立ての受付年月日	2023 年（令和 5 年） 2 月 10 日	要した日数
市の機関への調査年月日	2023 年（令和 5 年） 3 月 22 日	40 日間 （聴き取り 1 日）
調査結果通知年月日	2023 年（令和 5 年） 5 月 17 日	96 日間